

検疫指定物品検疫要綱（令和5年3月24日付け4消安第7162号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(目的及び定義)</p> <p>第1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この要綱で「輸入」とは、外国から本邦に到着した検疫指定物品を規則第6条第1号及び第2号に定める港及び飛行場（以下「港及び飛行場」という。）に卸下することをいう。ただし、「海上コンテナー詰輸入植物等検疫要領」（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達。以下「海上コンテナー要領」という。）及び「航空コンテナー等積替確認実施要領」（昭和58年9月26日付け58農蚕第5594号農蚕園芸局長通達）の規定による本邦以外の港・空港を仕向地とする積替え（トランシップ、トランジット）のための一時卸下を除くものとする。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(目的及び定義)</p> <p>第1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この要綱で「輸入」とは、外国から本邦に到着した検疫指定物品を規則第6条第1号及び第2号に定める港及び飛行場（以下「港及び飛行場」という。）に卸下することをいう。ただし、「海上コンテナー詰輸入植物検疫要領」（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達。以下「海上コンテナー要領」という。）及び「航空コンテナー等積替確認実施要領」（昭和58年9月26日付け58農蚕第5594号農蚕園芸局長通達）の規定による本邦以外の港・空港を仕向地とする積替え（トランシップ、トランジット）のための一時卸下を除くものとする。</p> <p>4～7 (略)</p>

附 則

この通知は、令和8年5月25日から施行する。